



事 務 連 絡
令和2年10月30日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課

御中

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

文部科学大臣メッセージ「児童虐待の根絶に向けて～地域全体で子供たちを見守り育てるために～」の発信について（周知）

平素より、児童虐待防止対策に関しては、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の趣旨を踏まえ、取り組みいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

児童虐待に関する児童相談所の相談対応件数は依然として増加傾向にあり、子供の生命が奪われるなど重大な事件も後を絶ちません。このような状況を受け、厚生労働省の主唱により、平成16年度から毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待防止のための集中的な広報・啓発活動を行っています。

文部科学省では、今年の「児童虐待防止推進月間」を機に、文部科学大臣より全国の家庭・学校・地域の皆さまに対して、児童虐待の根絶に向けたメッセージを発信することとし、下記のとおり文部科学省のホームページに掲載しましたので、お知らせいたします。

貴課におかれては、本メッセージを自ら活用いただくとともに、都道府県教育委員会におかれては、域内の教育委員会に本メッセージを周知いただき、本月間を機とした児童虐待防止に向けた取組を進めていただきますよう、御協力をお願いします。

記

- 「児童虐待の根絶に向けて～地域全体で子供たちを見守り育てるために～」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422396_00003.htm

【本件担当】

文部科学省 総合教育政策局
地域学習推進課 家庭教育支援室
家庭教育企画係

TEL：03-5253-4111（内線 3488）

保護者、学校関係者、地域の皆さまへ

「児童虐待の根絶に向けて ～地域全体で子供たちを見守り育てるために～」

11月は児童虐待防止推進月間です。

子供たちへの虐待は、児童相談所の相談対応件数が増加するなど、依然として極めて深刻な状況です。今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から、生活不安やストレス等に伴い、児童虐待のリスクが高まることも懸念されています。児童虐待により子供たちが傷つき、亡くなるようなことは、何としても無くさなければなりません。

虐待は、殴る、蹴るといった身体的虐待ではありません。言葉で脅す、無視するなどの心理的虐待、子供を残して外出する、自動車の中に放置する、食事を与えないなどのネグレクトや性的虐待もあります。いずれも子供たちの心身に深い傷を残します。

保護者の皆さま、大切なお子さまの健やかな成長のため、「虐待はしない」と誓ってください。子育てに不安や悩みがある時には、身近な人に相談したり、自治体の相談窓口等を頼ってください。

学校関係者の皆さま、日頃から子供たちと接する中で、児童虐待と疑われる事案に気付いた際は、速やかにチームとして対応し、市町村や児童相談所に通告するとともに、関係機関と連携して対応してください。

地域で子供たちと接する皆さま、是非、子供たちの様子に関心を持って見守ってください。日々の活動やつながりの中で児童虐待と疑われる事案に気付いた際は、最寄りの児童相談所に繋がる全国共通ダイヤル「189」(“いちはやく”)に相談・通告してください。

児童虐待の防止には、家庭・学校・地域が一丸となって子供たちを見守り、育てることが重要です。文部科学省としても、関係省庁とともに取組を推進してまいります。皆さまの御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

令和2年11月

文部科学大臣

萩生田光一